

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１２）
根 拠 条 項：第９条の８第１項
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除、教習修了証明書の交付禁止
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第１項～第３項（教習射撃場の指定等）、同第 ９条の５第５項（射撃教習）、同第９条の６（教習用備付け銃）、同第９条の７第２ 項～第５項（教習用備付け銃の管理）、同第９条の８第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第６１条（教習射撃場の指定の解除）、同第６２ 条（教習修了証明書の交付の禁止）
処 分 基 準： 法第９条の８第１項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、 当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難される べき程度等を考慮し、解除等の処分を量定する。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４７条第１号の「必要な知識」とは、教 習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並び にその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運營業務、射撃、射 撃指導等の経験をいう。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）
備 考：